

報道関係者 各位

確かめよう
最低賃金!



長野労働局発表 (04 - 35)
令和4年6月10日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室
賃金室長 浜 幸好
賃金指導官 荒河美穂
(代表電話) 026(223)0555

最低賃金法違反 4年ぶりに増加に転じる ～ 女性・非正規・65歳以上の労働者 違反率が高く ～

長野労働局（局長：小野寺喜一）では、最低賃金の履行確保を図るため、毎年県内の9労働基準監督署において、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと思われる業種等の事業場を中心に集中的な監督指導を実施しており、今回、令和3年度に実施した監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。

長野労働局では、引き続き、最低賃金額の周知と、最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者への支援策である「業務改善助成金」の利用勧奨に取り組むとともに、法違反については厳正に指導を行ってまいります。

【ポイント】

- 1 監督指導の実施事業場数(別紙 図表1、図表2)
280事業場 うち、最低賃金法違反のあったもの 38事業場(全体の13.6%)
- 2 監督実施事業場の全労働者数及び最低賃金未満の労働者の状況
2,946人 うち、長野県最低賃金未満者 115人(3.9%)
 - ① 男女別・年齢別の状況 (別紙 図表3、図表4)
男性16人(14.0%) 女性99人(86.0%)
65歳以上の労働者が全体の31.3%と最も多い。
 - ② 最低賃金未満であった労働者115名のうち、96名(83.5%)が、いわゆる非正規労働者(パート、アルバイト、嘱託、派遣等)であった。(別紙 図表5)



- ③ 違反率の高い業種は、宿泊業、飲食サービス業(17.7%)、製造業(12.2%)、卸・小売業(12.1%)、生活関連サービス業、娯楽業(11.1%)となっている。
(別紙 図表6)

3 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (別紙 図表7)

監督を実施した280事業場のうち、

「適用される最低賃金額を知っている」

201事業場(71.8%)、

「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」

76事業場(27.1%)、

「最低賃金が適用されることを知らなかった」

3事業場(1.1%)

4 違反事業場の最低賃金額額以上を支払っていなかった理由 (別紙 図表8)

最も多かったのは、「最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった」(10事業場、26.3%)、続いて「適用される最低賃額を知らなかった」(9事業場、23.7%)、「賃金を時間額に換算して比較していなかった」(8事業場、21.1%)等の回答があった。

【 今後の取り組み 】

1 最低賃金制度及び最低賃金額についての幅広い周知 (別添 資料1)

- ① 地方自治体の広報誌への掲載要請
- ② 経営者団体、事業者組合等への傘下事業主への周知要請
- ③ アルバイトを行う学生への周知を大学等に要請
- ④ 周知用ポスターデザインコンテストの開催
- ⑤ 金融機関、スーパー、コンビニ等へのポスター掲示依頼

2 最低賃金の履行確保を図るため、事業場に対する監督指導の実施

3 事業場内最低賃金の引き上げを図るための支援策である、「業務改善助成金」の活用勧奨に向けた関係団体等への働きかけ。(別添 資料2)

-
- 【 資料 】 1 長野県の最低賃金 リーフレット
2 業務改善助成金(通常コース)リーフレット
3 最低賃金に係る関係法条文

労働条件の明示・確認の実施促進のための
広報キャラクター「たしかめたん」

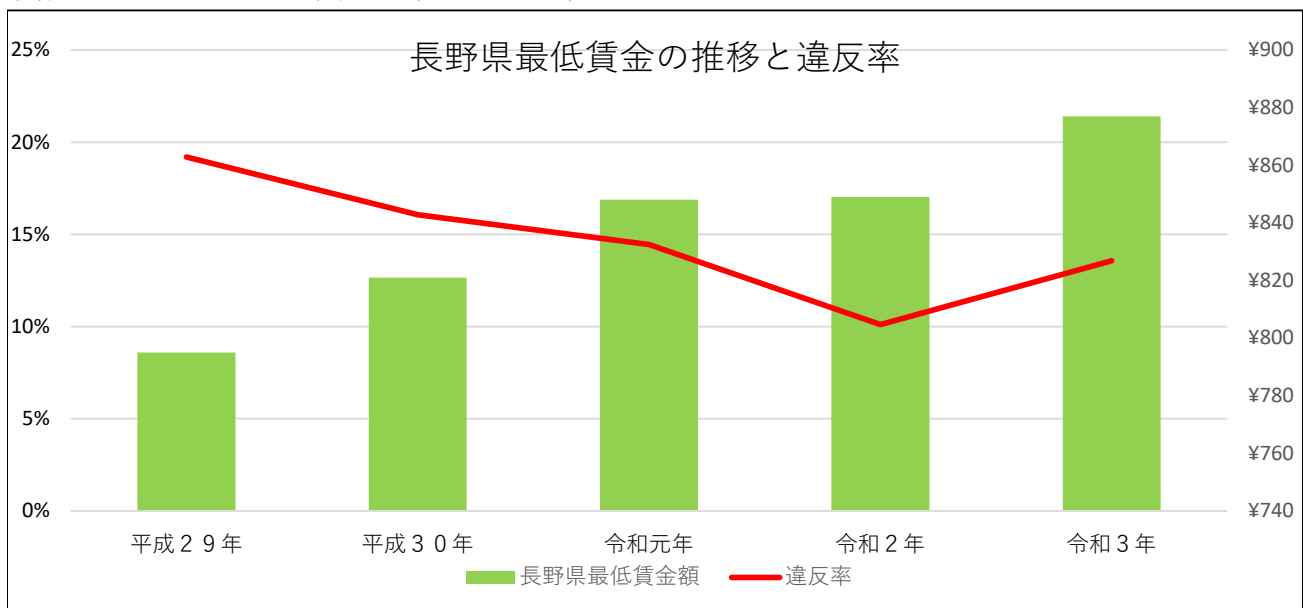


図表1 最低賃金監督実施結果（年次別）

長野労働局

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
監督実施事業場数	240	280	270	277	280
最賃支払義務違反事業場数	46	45	39	28	38
違反率	19.2%	16.1%	14.4%	10.1%	13.6%
監督実施事業場の労働者数	4,018	3,203	4,154	3,989	2,946
同上のうち最賃未済労働者数	145	128	132	83	115
長野県最低賃金額	795	821	848	849	877
引上額	25	26	27	1	28

図表2 長野県最低賃金の推移と違反率



図表3 男女別最低賃金未済の労働者数

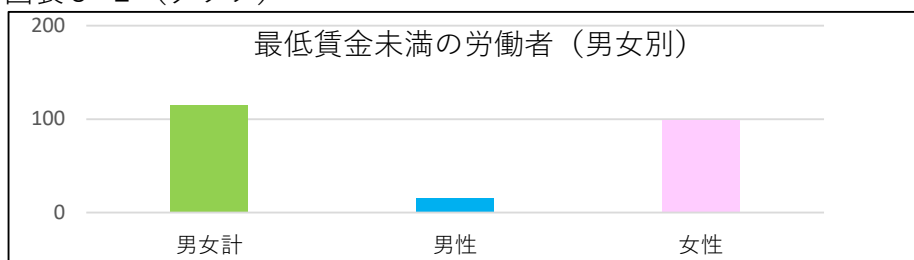
	男女計	男性	女性
最低賃金未済の労働者	115	16	99
	3.9%	13.9%	86.1%

※1 ※2 ※2

※1：百分率は労働者全員（2,946人）に対する割合である（四捨五入）

※2：百分率は男女計の人数に対する割合である

図表3-2（グラフ）



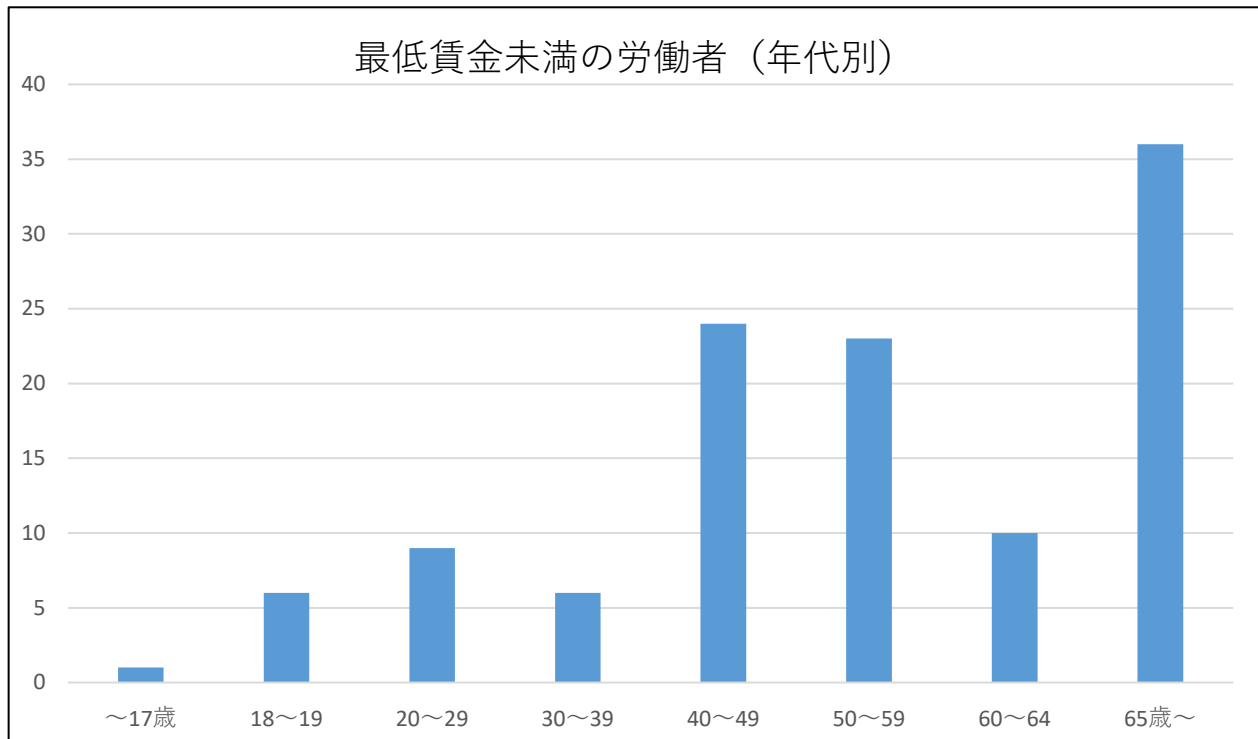
図表4 年齢階層別最低賃金未満の労働者数

単位：歳

	計	～17歳	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳～
最低賃金未満の労働者	115	1	6	9	6	24	23	10	36
		0.9%	5.2%	7.8%	5.2%	20.9%	20.0%	8.7%	31.3%

※百分率は当該行ごとに、計の欄の人数に対する割合である。

図表4-2 (グラフ) 年齢階層別最低賃金未満の労働者数



図表5 最低賃金未満者 勤務形態別 内訳

合計	非正規計	パート	アルバイト	契約社員	嘱託	派遣	その他
115	96	88	6	1	0	0	1
	83.5%	91.7%	6.3%	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%
	※2	※1	※1	※1	※1	※1	※1

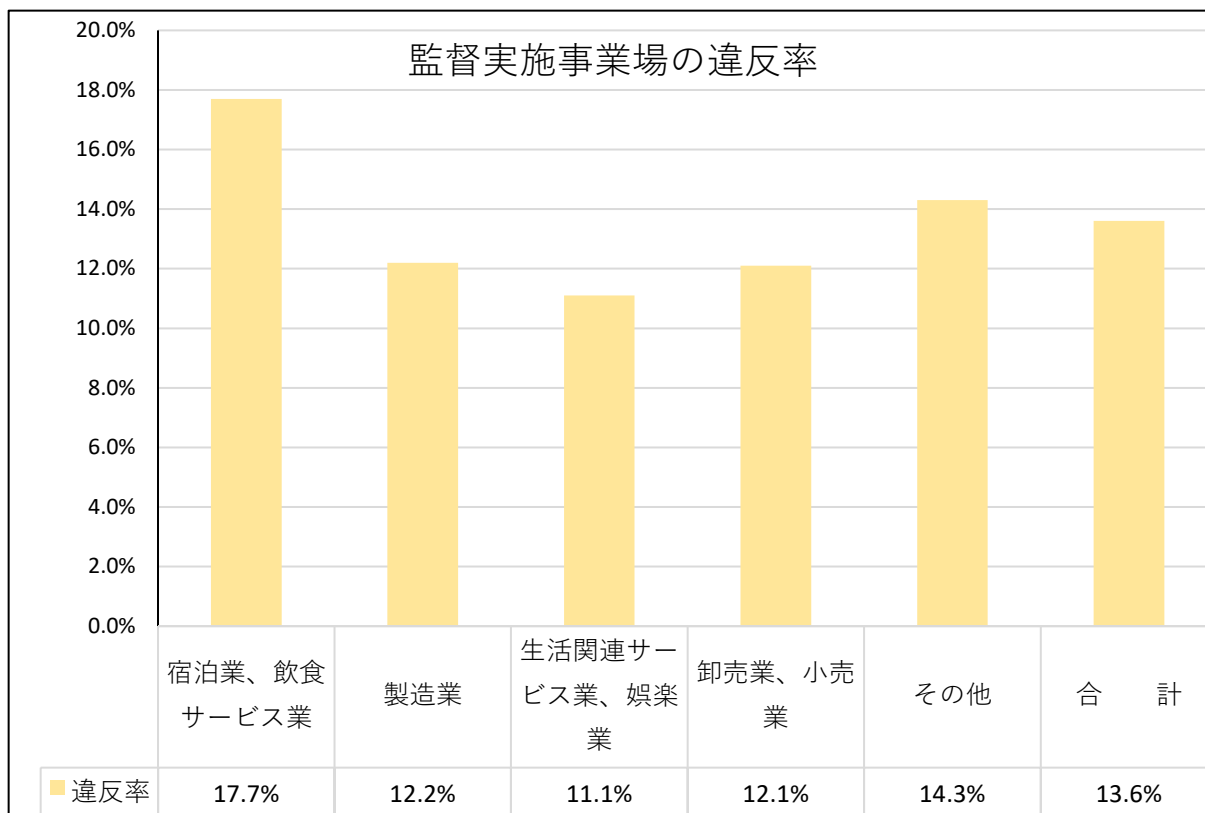
※1 は非正規雇用的人数（「非正規計」）での割合である。

※2 は正規雇用を含む合計人数に対する割合である。

図表6 監督実施事業場の違反率

	違反率	監督実施事業場数	違反事業場数
宿泊業、飲食サービス業	17.7%	62	11
製造業	12.2%	74	9
生活関連サービス業、娯楽業	11.1%	9	1
卸売業、小売業	12.1%	107	13
その他	14.3%	28	4
合計	13.6%	280	38

図表6-2（グラフ） 監督実施事業場の違反率



図表7 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

認識	事業場数	割合
適用される最低賃金額を知っている	201	71.8%
適用される最低賃金額を知らない	79	28.2%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	76	27.1%
最低賃金が適用されることを知らなかった（最低賃金の存在を知らなかった）	3	1.1%

※注）割合は、監督実施事業場数（280）に対する割合（％）である。

図表8 違反事業場の最低賃金以上を支払っていなかった理由（複数回答）

理由	事業場数	割合
売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった	7	18.4%
適用される最賃額を知らなかった。	9	23.7%
最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	10	26.3%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	8	21.1%
パート・アルバイトには適用されないと思っていた。	1	2.6%
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	3	7.9%
高齢者には適用されないと思っていた。	1	2.6%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	1	2.6%
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	4	10.5%
その他	5	13.2%

注1 割合は、違反事業数（38）に対する割合（％）である。

注2 複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数（38）を超え、割合も100%を超える。

長野県で働くすべての方へ

長野県の最低賃金

「長野県最低賃金」(地域別最低賃金)及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が次のとおり改定されました。

時間額 (849円)

877円

令和3年10月1日 発効

★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

★なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

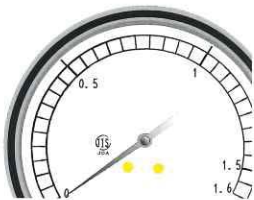
長野県の特定(産業別)最低賃金

※()は、令和2年に改定された最低賃金額

計量器・測定器・分析機器・試験機、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具、
時計・同部分品、眼鏡製造業

適用除外業種

測量機械器具製造業、
理化学機械器具製造業及び
これらの産業において管理、
補助的経済活動を行う事業所



適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

- イ 清掃又は片付けの業務
- ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
- ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

時間額 (894円)

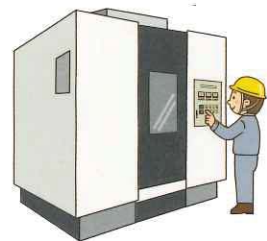
916円

令和3年12月29日 発効

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業

適用除外業種

ボイラ・原動機製造業、
建設用ショベルトラック製造業、
繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、
計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具・理化学機械器具製造業、
医療用機械器具・医療用品製造業、
光学機械器具・レンズ製造業、
武器製造業及びこれらの産業において管理、
補助的経済活動を行う事業所



適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

- イ 清掃又は片付けの業務
- ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
- ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

時間額 (905円)

927円

令和3年12月16日 発効

各種商品小売業

(衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。)



時間額 (857円)

879円

令和3年12月31日 発効

適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

賃金引上げを支援する
助成金を積極的に
利用しましょう。



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件の応じてその費用の一部を助成します。

[詳しくは、こちら](#)

[業務改善助成金](#)

[検索](#)

※印刷・製版業は、令和元年12月31日以降の改定がないので、長野県最低賃金877円が適用されます。

※精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※適用除外業種は、長野県最低賃金または他の特定最低賃金が適用されるものがあります。

※技能実習制度における技能実習生は、適用除外者には該当しません。

※最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として「業務改善助成金」があります。詳しくは長野労働局ホームページをご覧ください。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局 労働基準部 賃金室(電話026-223-0555)へ

長野労働局HP [長野労働局 最低賃金](#)

[検索](#)



令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

【資料No.2】

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】長野労働局雇用環境・均等室 ☎026-223-0560

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい(総務担当者)



さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい(代表者)



さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用できるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

最低賃金に係る関係法条文

○ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

（最低賃金の競合）

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項（略）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項（略）

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。